

## 【指定を解除する県指定文化財 2件】

	種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者 (管理団体)	指定年月日 県指定番号
1	天然記念物	みずまじんじや 水間神社のケヤキ	越前市室谷町	宗教法人 みずまじんじや 水間神社	昭和 39 年 6 月 5 日 県指定第 120 号
2		とち きとうげ 栎の木 峠 のトチノキ	南条郡南越前町板取	いたどりく 板取区	昭和 49 年 4 月 16 日 県指定第 184 号

## 1 水間神社のケヤキ

- (1) 所在地 越前市室谷町
- (2) 所有者 宗教法人水間神社
- (3) 員数 1本

(4) 県指定番号／指定日 県指定第 120 号 ／ 昭和 39 年 6 月 5 日指定

### (5) 解除の理由

県指定天然記念物のケヤキは、水間神社の拝殿西側にあり、幹の周囲 11.2m、目通り 6.9 m をはかり、高さは当初約 23m をはかっていた。

地上高 3 m 付近で 4 本に幹が分岐した樹形を呈していたが、過去の被害で東側の 1 本、平成 26 年 12 月の雪害によって西側の 1 本が損壊している。損壊後の観察では 1 株の萌芽が認められ、樹勢の回復が期待された。

平成 29 年 7 月時点では外観上健全な樹皮ではあったが、平成 30 年 8 月頃から樹皮表面に亀裂が生じ、樹皮の剥落が認められた。

平成 30 年 12 月 21 日に診断した結果、幹の材部組織において生きた組織は確認できず、また木材腐朽菌（スエヒロタケ菌）の侵入が確認できた。

以上のことから、本ケヤキはすでに枯死したものと判定される。



水間神社のケヤキ（平成 30 年 12 月 21 日撮影）

## 2 梁の木峠のトチノキ

- (1) 所在地 南条郡南越前町板取
- (2) 所有者 板取区
- (3) 員数 1本
- (4) 県指定番号／指定日 県指定第184号／昭和49年4月16日指定
- (5) 解除の理由

県指定天然記念物のトチノキは、福井・滋賀の県境に位置する「梁の木峠」の福井県側の傾斜地に所在している。根廻り 6.95m、目通り周囲 5.8m、地上約 4 m のところで二又に分かれる。樹高 24m、枝張り東西 25m、南北 10m をはかり、県内に類を見ない巨樹である。

平成 25 年頃から樹冠頂部の枝枯が目立つようになり、樹勢が衰え始めた。平成 27 年 12 月に樹勢衰退の原因調査を実施したところ、すでに根腐れ現象を起こしていることが確認された。根の大半において組織の死滅が確認され、生存部は僅少であった。根腐れが発生した原因としては、根元下方において湧水が認められることから、地下水の流れの変化による土壤環境の変化が要因と考えられる。

平成 28 年 5 月以降の目視調査では、下方の太い枝の周囲でわずかに萌芽が認められたが、平成 30 年 7 月段階で萌芽が枯死しているのを確認した。

令和元年 7 月 17 日に改めて診断した結果、幹からの萌芽は認められず、幹の形成層組織が枯死しているのを確認した。

以上のことから、本トチノキは枯死したものと判定される。



梁の木峠のトチノキ（令和元年7月17日撮影）